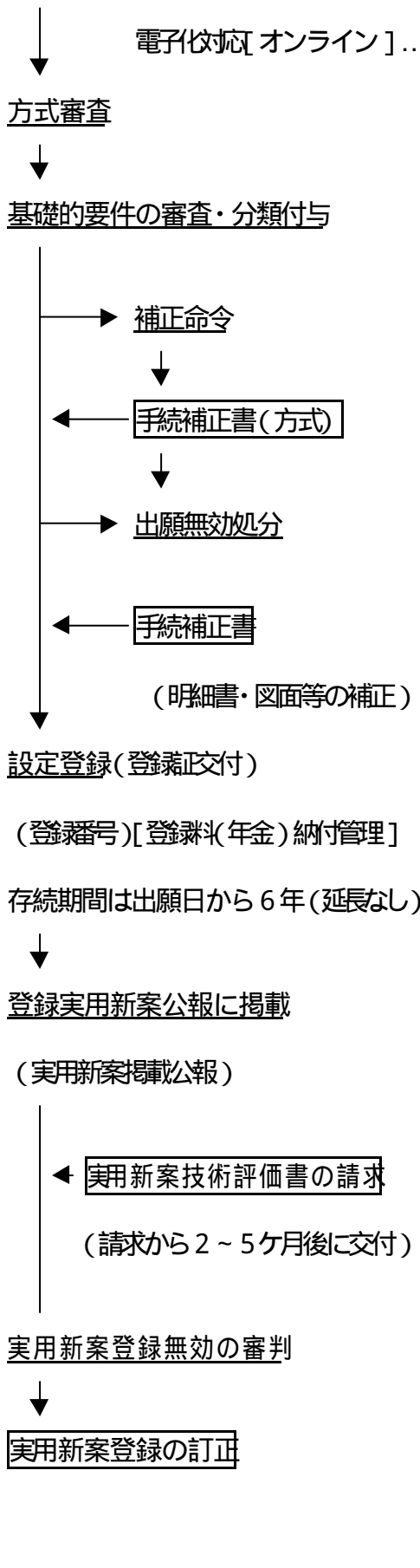


実用新案登録出願手続のあらまし

[平成 6年 1月 1日以降の出願に適用]

実用新案登録出願[願書・明細書・要約書・図面]

識別番号(出願人自身)の付与/包括委任状



出願番号は、特許庁で出願を受理した後に付与する出願受理番号です。登録までこの番号によって手続が処理されます。
出願様式のチェック、出願印紙料・登録料(1年目から3年目分まで、請求回数によって異なる)の納付の有無等の審査が行われます。
出願内容に対応した国際特許分類が付与され、要約書チェック、基礎的要件(物品形態性、公序良俗、単一性、記載要件の有無等)のみの審査が行われますが、有効性の有無等の審査は行われません。
の方式要件、の基礎的要件の不備がある場合に、通知指令されます。指令に対応した手続補正書等を提出しませんでしたと出願が無効とされます。
明細書・図面・要約書等の自発補正は、出願日から2ヶ月以内になければなりません。但し、新規事項の追加補正はできません(国内優先出願)
出願後約6ヶ月で登録され、この設定登録によって実用新案権が発生します。また、4年目以降は権利を継続させるための登録料を納付します。 登録内容と同一のものが他人によって製造、販売されている場合には、これの差止め、損害賠償を請求することができます。但し、相手方に実用新案技術評価書(参照)を提出しなければなりません。
公報には、出願人・考案者等、考案の名称、実用新案登録請求の範囲、図面の簡単な説明、図面、要約書等が掲載されます(この公報は当所から無料送付)
権利行使の濫用を防止するため、請求項毎の登録性につき特許庁が評価するものです(有料)。何人も、出願以後であれば何時でも何回でも請求できます。
登録前には、権利の有効性(新規性、進歩性の有無等)についての実質的な審査が行われていないので、無効とされる蓋然性が高くなります。
登録の有効性等に瑕疵ある場合に、請求項毎の削除しかできません。侵害訴訟事件中では、これに関連した無効審判事件の審理が優先されます。
実用新案登録の有効性の条件は、出願時での新規性・進歩性、先願であること、準公知(拡大先願)でないこと等です。登録性見込みの調査・相談は、当所でも行ないます(有料)。